 平成 21(2009)年度

かわさき市民公益活動助成金

申請団体募集!

かわさき市民公益活動助成金は、団体活動の推進と将来の運営の自立・発展を目的とし、市内で公益的な活動をしているボランティア・市民活動団体が行う「事業」を資金面から支援する制度です。

(川崎市の補助金及び財団法人河川環境管理財団からの助成金を原資としています。)

財団法人河川環境管理財団からの助成金は、多摩川エコミュージアムプランの推進等に資する自然環境や歴史・文化に関する調査研究等の諸活動に交付することを目的としています。

募集期間


2月12日(木)～3月13日(金) センター必着

応募方法

申請書、添付書類、その他必要な書類を、募集期間内に持参または郵送
申請書の記入その他ご不明な点はお気軽にご相談ください。

【注意点】

- (1) スタートアップ助成・ステップアップ助成は、添付書類が一部異なります。
提出書類の詳細内容は申請書(第1号様式)をご覧ください。
- (2) 申請書(第1号様式)、添付書類(1～7)のほか、団体の規約、団体の前年度決算内訳書・今年度予算内訳書等が必要です。また、団体の活動概要がわかるリーフレットやチラシ等がありましたら添付してください。
- (3) 提出いただいた申請書類等は返却いたしません。必ず写しを保管してください。
- (4) 提出された書類は、公正性・透明性を高めるため公開の対象とします。

募集説明会のお知らせ  p.8

助成対象期間

平成 21(2009)年 4月 1日(水)～平成 22(2010)年 3月 31日(水)までの期間で行われる事業

助成対象となる活動

次のすべての項目を満たす団体であることを要します。

- (1) 市内を活動拠点としている団体であること。
- (2) 団体の主たる構成メンバー(*1)に川崎市内在住、在勤または在学者が含まれていること。
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動、社会教育の推進を図る活動、まちづくりの推進を図る活動、学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動、その他の公益的な市民活動で、申請事業の効果が川崎市民に資するものであること。

(*1) 主たる構成メンバーとは代表者、副代表者、事務局長、実施責任者等の団体の活動を中心的行う者で、市内在住・在勤・在学者が最低1人いる必要があります。

対象外の活動 該当する可能性がある場合は直接お問い合わせください。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 特定の団体、グループ又は個人のための利益に寄与する活動
- (3) 政治又は宗教布教を目的とする活動
- (4) 他から委託された活動
- (5) 川崎市または川崎市出資法人から申請事業と同一事業で補助金を受給している場合(受給が決定しているときを含む。)及び団体運営に関する補助金を受給している場合

助成メニュー(4種類)

助成種別	スタートアップ助成	ステップアップ助成		
		Aコース	Bコース	Cコース
	新しく活動を開始した団体が行う事業を支援します。	これまでの活動を充実・拡大し行う事業、または類似の活動を新たな企画し行う事業を支援します。		
助成額	10万円以内	対象経費の80%以内でかつ100万円以内	対象経費の50%以内でかつ200万円以内	対象経費の80%以内でかつ30万円以内
可能な限り自主財源の取得に努力してください。				
申請資格	平成21(2009)年4月1日現在、3名以上で構成される発足後3年未満の団体。	平成21(2009)年4月1日現在、5名以上で構成される概ね3年以上の活動実績を有する団体。	平成21(2009)年4月1日現在、スタートアップ助成受給経験があり、5名以上で構成される発足後3年未満の団体。	
	1団体1回のみ受給できます。	* 1団体1案件のみ申請できます。 * 同一の事業では、A・Bあわせて3回まで助成を受けることができます。但し毎回申請の上、審査を受ける必要があります。	Cコースの受給は、左記の同一事業3回までの回数には含まれません。	

対象となる経費

スタートアップ助成・ステップアップ助成で申請対象となる経費は次のとおりです。今回申請事業の記録・報告に関する諸経費も含めることができます。なお、申請予算の費目流用は原則として認められませんのでご注意ください。

(1) 事業実施に直接必要とされる経費

印・・・認められる経費

費目	内容	スタートアップ助成	ステップアップ助成
謝礼金等	講師等への謝礼、調査、研究等にかかる謝礼		
旅費	交通費、通行料金、宿泊費等		
消耗品費	消耗品、材料、書籍等の購入費、印刷費等		
通信運搬費	通信運搬にかかる経費、保険料等		
使用料・賃借料	会場使用料、車両・機器等の賃借料		
備品費	本体価格2万円以上で、かつ当該事業に必要不可欠のものに限ります。 * 専門業者による見積書を添付してください。 * 備品等は自由に譲渡、交換、処分等できません。	×	

(2) 団体の運営に要する経費

今回申請する事業の実施に伴い、新たに必要となった部分に限り申請できます。

費目	内容	スタートアップ助成	ステップアップ助成
運営維持費	事務所等賃借料、光熱水費、電話料金、アルバイト賃金 * 事務所等賃借料は1ヶ月の賃料(10万円以内)×借上期間で計上し、 <u>事務所等の賃貸借契約書(写し)</u> を添付してください。 * 光熱水費は、1ヶ月の光熱水費×使用期間で計上し、 <u>算出根拠とした資料(写し)</u> を添付してください。	×	

(3) その他経費

費目	内容	スタートアップ助成	ステップアップ助成
各自で記入	上記(1)、(2)以外の経費で審査委員会が必要と認める経費(経費名は具体的に記入ください)	×	

選考・概算交付 (スタートアップ助成・ステップアップ助成 共通)

経過	日程及び場所(予定)
第1次選考(書類審査) 結果は、5月中旬に書面にてお知らせします。	5月上旬

<p>第2次審査(公開プレゼンテーション) 第1次選考を通過した団体のみが対象です(参加必須)。 開催日時は第1次選考結果と併せてお知らせします。</p>	<p>5月23日(土) 5月24日(日) 中原市民館(JR 武蔵小杉)</p>
<p>最終結果 全申請団体あて書面にてお知らせします。</p>	<p>6月上旬～中旬</p>
<p>助成金の振込 概算交付として金融機関に振り込まれます。 交付決定した団体は口座(ゆうちょ銀行不可)が必要です。</p>	<p>6月下旬</p>

申請額が満額認められるものではありません。
交付決定にあたり審査委員から意見がある場合があります。

選考基準

審査にあたっては、申請内容を次の5つの項目に基づき総合的に判断し、選考します。申請書の記入にあたってはこれらの視点を考慮してご記入ください。

審査項目	評価の視点	配点	
		スタートアップ ^o	ステップアップ ^o
事業目的の公益性	ニーズの重要性・必要性・緊急性があるか。ニーズが市民の支持を得ているか、また市民参加の機会が開かれているか。	15	10
事業内容の具体性	計画の内容、実施方法が現実的であるか、技術的に可能か。	10	10
市民活動としての先駆性	新たな市民活動の展開が図られるモデル事業としての要素があり、社会(市民や行政)への普及が期待できるか。	10	5
団体の自立性	団体として発展的な活動が期待でき、事業の継続性と将来性があるか。	5	10
事業実施の実務的な能力	事業の実施体制が整っているか(人材の確保・知識・経験・団体の実績等)、収支予算(収入見込み・支出計画)に整合性があり、妥当かつ適切に計上されているか。	10	15

概算交付決定後について

当該助成金対象事業の旨の記載のお願い

助成金の原資である公的資金の用途を広く市民に理解いただくために、申請事業で作成する広報物・成果物、助成金で購入した備品等には必ず「平成21年度かわさき市民公益活動助成金対象事業」である旨を明記してください。

申請内容の変更及び中止等の取扱いについて

事業実施期間中における代表者変更、やむをえない理由による申請内容の変更及び中止等の

場合は、事前相談いただくこととしています。各種変更届の提出をお願いする場合があります。

中間報告・団体訪問について

年度途中で事業の実施状況を確認するため、中間報告書の提出を求める場合があります。また、団体訪問をさせていただく場合もあります。

事業報告について

助成金交付団体には、事業終了後、年度末に「事業実績報告書」を提出していただきます。また、平成 22（2010）年 4 月に開催する公開事業報告会で報告していただきます。

事業実績報告書の提出や事業報告会での報告がない場合は、助成金を返還いただく場合があります。

助成金額の確定について

実施した事業は、公開事業報告会での報告をもって事業完了とします。公開事業報告会終了後に送付予定の「助成金額確定通知書」をもって、助成金額を最終確定します。

事業の実施過程でやむをえず申請事業中止または内容変更等が発生した場合等は、概算払いで支払われた助成金の全額または一部を精算し、返還いただく場合があります。

★交付団体交流会も開催!★

助成金交付団体間の情報・意見交換の場として、過去の助成金交付団体も対象とした「助成金交付団体交流会」を開催しています！詳細は後日お知らせします(参加は任意です)。

申請に関する Q & A

応募方法 (p.1)

- Q1 申請書に書いてある添付書類は全部そろえる必要がありますか？
原則として全部提出していただきます。理事会等で議決されていない資料については見込みで結構ですので(案)を提出いただきます。

助成対象期間 (p.1)

- Q2 翌年度にわたる事業申請は可能ですか？
年度を越えて実施される事業については申請できません。当助成金は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間に実施される事業を対象としています。

助成対象となる活動 (p.2)

- Q3 「公益的」の意味は？
「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること」をいいます。自己の利益や特定の企業・団体の利益にのみ貢献することは「公益的」とはいえませんが、
- Q4 川崎市及び市の出資する法人から補助金を受けている場合は受給できないとなっていますが、どのような少額でもだめですか？
金額の多寡に関わらず受給できません。
- Q5 他の補助金を申請中でまだ交付が確定していないのですが、申請することはできますか？
申請は可能です。但し、川崎市または川崎市出資法人から申請事業と同一事業で補助金を受給し

ている場合(受給が決定しているときを含む)及び団体運営に関する補助金を受給している場合は、当助成金受給の対象外となりますので、判断をお願いします。

助成メニュー (p.2)

Q6 発足後3年未満の「発足後」とは？

団体が発足した日以降を意味します。特に設立総会等を行なっていなくてもかまいません。

Q7 概ね3年以上の「概ね」とは？

団体発足から2年10月経過していることを要します。

Q8 1団体から2つ以上の事業を申請できますか？

できません。1団体が申請できるのは1事業のみです。

Q9 活動準備期間は活動実績になりますか？

算入してかまいません。

Q10 「これまでの活動を充実・拡大し行う事業、または類似の活動を新た企画し行う事業」とは？

「これまでの活動を充実・拡大し行う事業」は事業の対象者・活動地域や時間等を充実・拡大して行うこと、「類似の活動を新た企画し行う事業」とは、例えば配食サービスに加えて送迎サービスを開始することなどを言います。

Q11 主たる構成メンバーとは？またその中に市内在住・在勤・在学者は何人いればいいのでしょうか？

「主たる構成メンバー」とは代表者、副代表者、事務局長、実施責任者等で団体の普段の活動に参加し、中心的に行う者を言います。市内在住・在勤・在学者は主たる構成メンバーの中に最低1名いれば結構です。

Q12 申請に事務所の有無は関係ありますか？

特に必要ありません。代表者の自宅などを事務所として有している場合や主な活動場所が川崎市内であれば申請できます。

対象となる経費 (p.3)

Q13 前期繰越金は何の収入として取扱えばよいでしょうか？

自己資金(会費など)として記入してください。

Q14 主たる構成メンバーが講師を行う場合の講師謝礼は認められますか？

人件費に相当しますので認められません。

Q15 交通費の計上に地域の限定はありますか？

特に地域の制限はありません。但し事業内容から必要性について審査委員会で判断します。

Q16 個人の携帯電話を連絡用に使用した場合は対象になりますか？

経費を事業用と私用に明確に区分できれば申請対象とすることも可能です。

Q17 収支予算書の収入・支出の合計額は一致する必要がありますか？

あります。収入・支出の合計額を一致させてください。

Q18 交付された助成金が余った場合の取扱いについて教えてください。

余剰金が発生した場合には返金していただきます。助成金を確定する際に精算となります。

選考・概算交付 (p.3)

Q19 助成金が「満額認められない」場合とは？

審査委員会において事業内容から経費の必要性について説明を求められる場合があります。状況により金額の査定を行い、申請額を減額し交付決定する場合があります。



個人情報の取扱いについて

「かわさき市民公益活動助成金」へ応募される際に、財団法人かわさき市民活動センター(以下「市民活動センター」という。)が収集する申請団体の個人情報(以下「申請団体の個人情報」という。)の収集、利用目的、管理、運用については次のとおりです。

個人情報の収集

申請団体の個人情報は、市民活動センターが直接、収集、保管、管理、または処理します。収集される申請団体の個人情報は、皆様ご本人を識別しうるいずれかの情報(例. 皆様の氏名、所属するボランティア・市民活動団体の団体名、役職、所属する団体またはご自宅の所在地、電話 / FAX 番号、電子メールアドレス、所属する団体の活動内容、所属する団体に関する情報など)となります。

個人情報の使用

市民活動センターは、申請団体の個人情報が掲載された申請書等の提出書類(添付書類、中間報告書、事業実績報告書)及び事業実施にあたり提出された書類等を以下の目的の範囲内で使用及び配布します。

- かわさき市民公益活動助成金審査に関わる業務
- かわさき市民公益活動助成金制度検討のための委員会等での業務
- 報道機関への発表
- 市民活動センターの広報誌、情報誌、チラシ、ホームページ等への掲載
- ボランティア・市民活動に関するフェア・フォーラム等への参加
- 川崎市及び川崎市役所が必要とする市民活動推進のために必要とする場合
- かわさき市民活動センターがボランティア・市民活動の推進に必要と判断した場合

個人情報の第三者提供

申請団体の個人情報は、ボランティア・市民活動の促進に必要と思われる利用目的の範囲のみで使用し、利用目的を遂行するために業務を委託する場合を除き、第三者に提供しません。ただし、市民活動センターは、次のいずれかの場合に、申請団体の個人情報を開示することがあります。

- 法令に基づき開示しなければならないとき((司法機関または警察からの要請に応じる場合を含む)
- 市民活動センター、皆様、または他の第三者の安全確保等のため、緊急に行動をとることが必要であるとき。
- 市民活動センターは、申請団体の個人情報を、郵送物の梱包・発送の範囲で、業務委託先会社に委託する場合は、そのいずれの場合でも、これらの会社が開示する申請団体の個人情報は、当該業務の委託に必要となる最小限の個人情報のみとし、かつ使用範囲もその範囲に限定されます。

個人情報の確認・修正

市民活動センターにご連絡いただくことで、申請団体の個人情報を、確認または修正いただくことができます。

募集説明会開催のお知らせ

助成金制度の概要、申請にあたっての留意点等をわかりやすく説明します。
説明会に参加しなくても申請することができます。

日 程	時 間	場 所
2月6日(金)	18時30分～	高津市民館 第6会議室
2月11日(水・祝)	13時30分～	教育文化会館 第1会議室
2月21日(土)	13時30分～	福祉パルあさお 研修室

時間は2時間程度を予定しています。

平成20年度かわさき市民公益活動助成金 公開事業報告会開催のお知らせ

平成20年度交付団体計63団体の申請事業の1年間の成果を報告します。興味・関心のある方はどなたでも見ることができます。お気軽においでください。

【日 時】平成21(2009)年4月19日(日) 10時～(予定)

【場 所】高津市民館

(JR南武線「武蔵溝ノ口駅」・東急田園都市線「溝の口」駅下車徒歩2分)

【内 容】平成20年度かわさき市民公益活動助成金交付団体による事業実績の報告
詳細は下記までお問合せください。

《提出・問合せ先》

財団法人かわさき市民活動センター

〒212-0007 川崎市幸区河原町1番地 旧河原町小学校附属幼稚園

Tel. 044-542-1701 Fax.044-544-6188

e mail suisin@kawasaki-shiminkatsudo.or.jp

U R L <http://www.kawasaki-shiminkatsudo.or.jp>